

事業系廃棄物の減量化・資源化・ 適正処理の推進



横浜市資源循環局マスコット ミーオ・イーオ

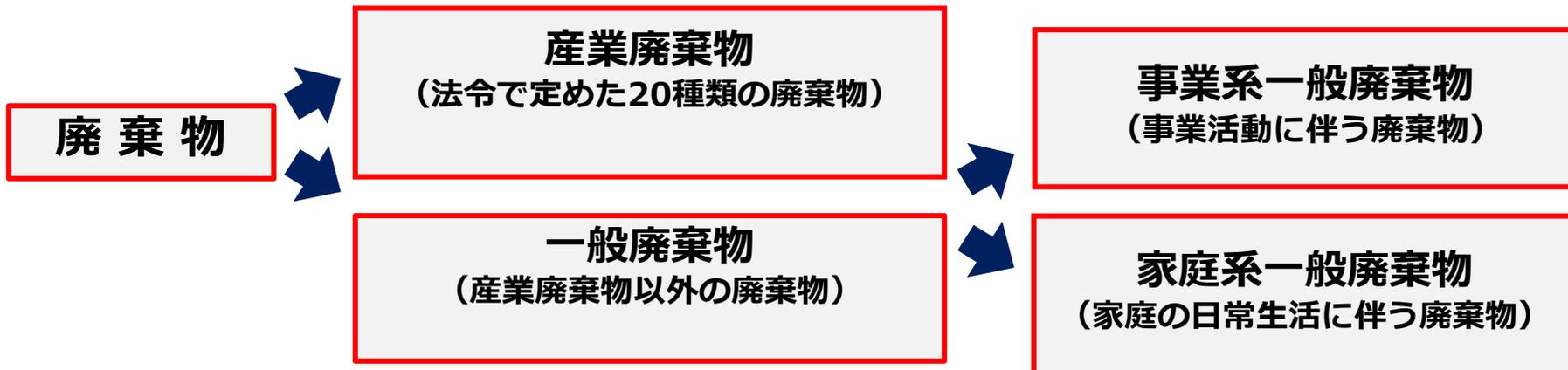
横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課

廃棄物とは 廃棄物の定義と分類

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

(法律第2条)

廃棄物の分類（法律第2条第2項、第4項）



このほか爆発性、毒性、感染性等のあるもの…
「特別管理一般廃棄物」 「特別管理産業廃棄物」

一般廃棄物について

【法律上の解釈】

一般廃棄物とは、廃棄物処理法において定められた、**産業廃棄物以外**の廃棄物となります。

【一般廃棄物の種類】

- ・ 紙類→新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、オフィス紙、ミックスペーパー
- ・ 生ごみ→食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
【再生利用の促進が求められています！】
- ・ その他→リサイクルできない紙、草、落ち葉、剪定枝 など

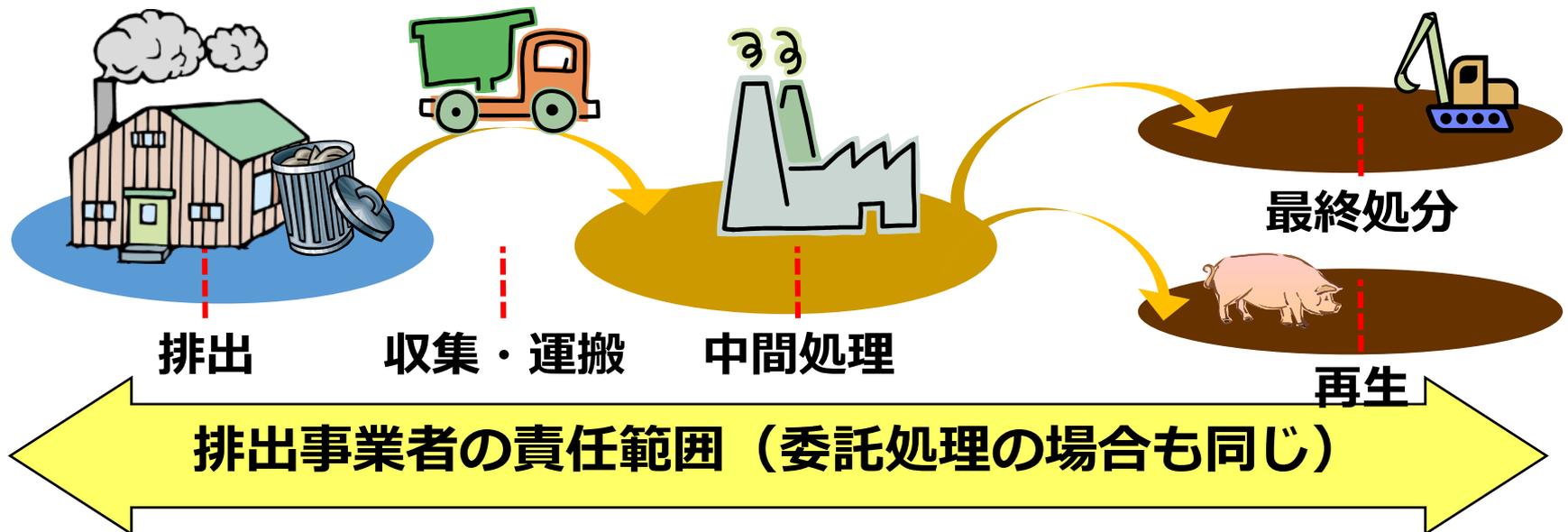
産業廃棄物の代表例

種類	代表例
廃プラスチック類	<p>発泡スチロール、PPバンド、ペットボトル 弁当容器、ビニール袋、不織布マスク、 文具類、プラスチック製包装類 等</p> <p>プラスチック素材のものは、 全て産業廃棄物になります。 一般廃棄物には絶対に混ぜないでください！</p>  
金属くず	<p>空き缶、スチールラック、 スプレー缶 等</p> 
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	<p>空きびん、ガラス製品、 陶磁器くず、タイル、 石膏ボード 等</p> 

産業廃棄物の適正処理にあたって

◆ 排出事業者がしなければならないこと

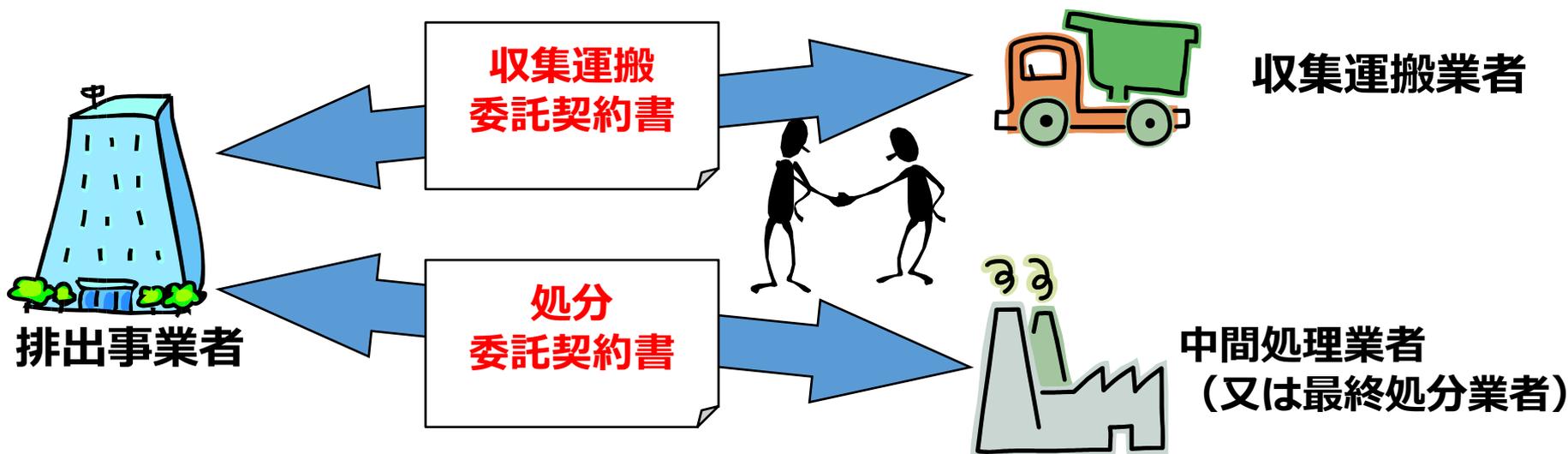
- ✓ 発生する廃棄物の種類・量の把握と分別
- ✓ **保管基準**に従った保管
- ✓ (収集運搬、処分の) 許可業者への委託
- ✓ **委託基準**に従った委託契約書の締結、マニフェストの使用
- ✓ 適正に最終処分まで行われたことの確認



委託基準

◆ 委託契約

- 収集運搬と処分をそれぞれ許可業者に委託します。契約は原則として2者間契約とし、必ず文書で取りかわしてください。
- 契約書は契約終了後、5年間保管しなければなりません。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）

処理を委託する際には、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。



横浜市資源循環局マスコット イーオ

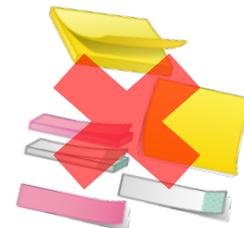
【注意】 マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する必要があります。

○マニフェストの目的

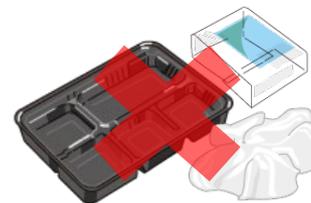
- ✓ 処理を委託する産業廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などの情報を処理業者に正確に伝える
- ✓ 処理の各段階で管理票の写しの送付を受けることにより、当該廃棄物の処理状況を把握する

事業系ごみのルール違反に対する罰則制度

- ① **資源化可能な古紙**を種類ごとに**分別せず**、**その他の一般廃棄物**に混入する。



- ② 一般廃棄物に、**廃プラスチック・金属くず**などの**産業廃棄物**を混入する。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」もしくは「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づく処罰の対象となることもあります。